住所　大阪市生野区中川西１丁目11番３号
厳英熙　昭和42年８月５日生
金久美　昭和43年３月７日生
厳永吉　平成10年５月27日生
厳泰誠　平成12年６月22日生
厳愛　平成14年４月３日生
呂富子　昭和13年９月24日生
住所　大阪市東成区東中本１丁目１番11号
趙拓英　平成４年３月４日生
住所　大阪市天王寺区四天王寺１丁目５番37号
金有希　昭和59年２月20日生
住所　大阪府東大阪市喜里川町９番12号
金豊子　昭和24年９月21日生
住所　大阪府東大阪市上四条町30番９号
文[illegible]　昭和36年５月８日生
住所　大阪市鶴見区鶴見５丁目５番５―208号
邵陽宣　昭和61年５月18日生
住所　大阪市住吉区万代２丁目５番36号
李[illegible]司　平成４年３月６日生
住所　大阪府池田市豊島北１丁目15番15号
金千惠　昭和60年６月22日生
住所　堺市北区百舌鳥梅北町２丁82番地15
姜富子　昭和16年９月７日生
住所　大阪府河内長野市美加の台２丁目31番15号
李裕子　昭和22年６月７日生
住所　大阪府東大阪市吉原２丁目１番４号
高直子　昭和61年11月６日生
住所　大阪府東大阪市三ノ瀬１丁目１番22号
金美幸　平成３年５月18日生

○外務省告示第七十七号

平成二十五年三月五日にカブールで、第二次カブール国際空港駐機場改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次カブール国際空港駐機場改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億六千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　髙橋博史在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ザルメイ・ラスール外務大臣

平成二十五年三月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第七十八号

平成二十五年三月五日にカブールで、デサブ南地区給水施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　デサブ南地区給水施設整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二十五億六千百万円

3　署名者

日　本　側　髙橋博史在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ザルメイ・ラスール外務大臣

平成二十五年三月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第七十九号

平成二十五年三月五日にカブールで、道路維持管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　道路維持管理能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二十七億四千八百万円

3　署名者

日　本　側　髙橋博史在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ザルメイ・ラスール外務大臣

平成二十五年三月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第八十号

平成二十五年三月五日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二十八億円

3　署名者

日　本　側　髙橋博史在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ザルメイ・ラスール外務大臣

平成二十五年三月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第八十一号

平成二十五年二月二十七日にナイロビで、ナロック給水拡張計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナロック給水拡張計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　八千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　髙田稔久在ケニア大使

ケニア側　ロビンソン・ンジェル・ギタエ財務大臣

平成二十五年三月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市大屋町夏梅字青谷一八二の三、一八四の一、一八五、一八五の一、一八六、一八六の一、一八七、一八七の一、一八八、一八九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町上佐見字小屋洞一二九八の一・字鎌洞一三三四の一・字細野一六四三・一六四四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町市島字二ノ瀬二五六九の二、二五七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正